

○農林水産省告示第千五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月九日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 神奈川県相模原市緑区佐野川字生藤山一〇三一の二、一〇三一の五、一〇三一の七、一〇三一の八、一〇三一の八、一〇三一の二、一〇三一の八、一〇三二、緑区三井字大玉久保一三〇五の六、一三〇五の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、折伐によ

る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて総覽に供する。

○農林水産省告示第千五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月九日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県恵那市飯地町字称宣田一三〇六の七・字奥屋一三三四の六から一三三四の四八まで・一三三五の二二・字魚鈎一三四九の五二から一三四九の五五まで・字新皆戸一三七〇の三四四から一三七〇の三六まで・字西ヶ鼻二四五三の三八から二四五三の四二まで・字中畑二四九一の五五・字川平

二五二三の四五・二五二三の四七・二五二三の

四八・二五五二の三（以上二十二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）字称宣田一二六七の〇三二の二・一三〇五の二・一三〇六〇三一の二、一〇三一の八、一〇三二、緑区三井字大玉久保一三〇五の六・一三〇五の八（以

二五二三の二・字奥屋二三四四の三・字魚鈎一二四九の八・字新皆戸一三七〇の六・字西ヶ鼻二四七八の四・字中畑二四九一の五・二四九一の二二・二四九一の二三・二四九一の二七・字川平二五二三の二六・二五二三の一八（以上十四筆国有林）

○農林水産省告示第千五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月九日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除の理由 ダム用地とするため

(一) (二) (三)

二五二三の四五・二五二三の四七・二五二三の四八・二五五二の三（以上二十二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）字称宣田一二六七の二・一三〇五の二・一三〇六〇三一の二、一〇三一の八、一〇三二、緑区三井字大玉久保一三〇五の六・一三〇五の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

○農林水産省告示第千五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月九日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 解除の理由 ダム用地とするため

(一) (二) (三)

○国土交通省告示第九百三十九号

砂防法(明治三十一年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十一年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月九日 国土交通大臣 中野 洋昌

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二 砂防法第二条の土地の表示

一、埼玉県本庄市児玉町太駄の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域(平成九年建設省告示第四百五号で指定した同号大に掲げる土地の区域を除く。)

| 点 | 北緯 | 東経 |
|----|----------------|-----------------|
| 1 | 36°08'28.8442" | 139°04'47.1530" |
| 2 | 36°08'28.7375" | 139°04'46.8911" |
| 3 | 36°08'28.7000" | 139°04'46.4888" |
| 4 | 36°08'28.6180" | 139°04'46.1910" |
| 5 | 36°08'28.7149" | 139°04'45.6228" |
| 6 | 36°08'28.6901" | 139°04'45.5774" |
| 7 | 36°08'28.5706" | 139°04'45.1687" |
| 8 | 36°08'28.6645" | 139°04'44.7175" |
| 9 | 36°08'28.6950" | 139°04'44.6045" |
| 10 | 36°08'30.6799" | 139°04'43.4061" |
| 11 | 36°08'31.2766" | 139°04'43.6398" |
| 12 | 36°08'31.1798" | 139°04'43.7768" |
| 13 | 36°08'31.0864" | 139°04'43.8375" |
| 14 | 36°08'31.0435" | 139°04'43.9251" |
| 15 | 36°08'30.9021" | 139°04'44.2014" |
| 16 | 36°08'30.8291" | 139°04'44.6950" |
| 17 | 36°08'30.8297" | 139°04'44.8419" |
| 18 | 36°08'30.8330" | 139°04'44.8896" |
| 19 | 36°08'30.8364" | 139°04'44.9398" |

○国土交通省告示第九百四十号

砂防法(明治三十一年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定することとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十一年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月九日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和二年内務省告示第五百四号で指定した土地の境界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域

二、次に掲げる土地に存する標柱九号から十二号までを順次結んだ線及び標柱九号と十二号を昭和二年内務省告示第二百七十一号で指定した土地の境界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域

三、次に掲げる土地に存する標柱九号から十三号までを順次結んだ線及び標柱九号と十三号を昭和二年内務省告示第二百七十一号で指定した土地の境界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市清瀧安良沢町

一七三二番二 一号から五号まで及び八号

一七三二〇番二 六号及び七号

口 次に掲げる土地に存する標柱九号から十二号までを順次結んだ線及び標柱九号と十二号を昭和二年内務省告示第二百七十一号で指定した土地の境界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域

九号から十三号まで

| | | |
|----|----------------|-----------------|
| 20 | 36°08'30.8472" | 139°04'45.0961" |
| 21 | 36°08'31.0554" | 139°04'45.6229" |
| 22 | 36°08'31.0321" | 139°04'45.9828" |
| 23 | 36°08'30.9865" | 139°04'46.0551" |
| 24 | 36°08'30.7232" | 139°04'46.2689" |
| 25 | 36°08'30.7537" | 139°04'46.4245" |
| 26 | 36°08'30.4287" | 139°04'46.5856" |
| 27 | 36°08'30.3710" | 139°04'46.5886" |
| 28 | 36°08'30.2780" | 139°04'46.5309" |
| 29 | 36°08'30.2395" | 139°04'46.5069" |
| 30 | 36°08'30.2137" | 139°04'46.5092" |
| 31 | 36°08'30.1053" | 139°04'46.4916" |
| 32 | 36°08'30.0901" | 139°04'46.5202" |

○中部地方整備局告示第九十一号

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十二号)第十二条第一項の規定に基づき、令和七年九月十七日付けをもつて次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和七年十月九日

中部地方整備局長 森本 輝

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合:接觸ろ床方式

| 製造者 の 住 所 ・ 氏 名 | 愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号 フジクリーン工業(株) |
|-----------------|--|
| 工場の所在地及び名称 | 栃木県那須郡那須町大字高久甲2691-2 フジクリーン工業(株) 那須工場 福岡県飯塚市綱分1471-7 フジクリーン工業(株) 飯塚工場 |
| 認定番号 | 浄化槽の名称 |
| 5-25-H-001 | フジクリーンプラント PVI-201C~500C型 |
| " -1 | PVI-201E~500E型 |
| " -2 | PVI-501G~1600G型 |
| " -3 | PVI-501I~1600I型 |
| " -4 | PVI-201K~500K型 |
| " -5 | PVI-201M~500M型 |
| " -6 | PVI-501O~2400O型 |
| " -7 | PVI-501Q~2400Q型 |
| " -8 | PVI-201S~500S型 |
| " -9 | PVI-501U~3200U型 |
| " -10 | PVI-201W~500W型 |
| " -11 | PVI-501Y~4000Y型 |
| " -12 | PVI-201D~500D型 |
| " -13 | PVI-201F~500F型 |
| " -14 | PVI-501H~1600H型 |
| " -15 | PVI-501J~1600J型 |
| " -16 | PVI-201L~500L型 |
| " -17 | PVI-201N~500N型 |
| " -18 | PVI-501P~2400P型 |
| " -19 | PVI-501R~2400R型 |
| " -20 | PVI-201T~500T型 |
| " -21 | PVI-501V~3200V型 |
| " -22 | PVI-201X~500X型 |
| " -23 | PVI-501Z~4000Z型 |

- (3) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (5) 機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (6) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第7に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第3の2に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「昭和60年改正前の職業訓練法施行規則」という。）別表第1の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧職業訓練法」という。）第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第2に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第3に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第1の普通訓練課程及び旧職業訓練法第9条第1項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (9) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。⑪において「昭和53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第9条第1項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後4年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (10) 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（当該技能検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関する知識であるものに限る。）に合格した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (11) 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程の高度職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める化学システム系環境化学科の訓練（旧能開規則第9条に定める専門課程、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第1の専門訓練課程及び旧職業訓練法第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練のうち旧能開規則別表第3の2、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第3の2及び昭和53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第3の2（職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和51年労働省令第7号）附則第2条の規定による廃止前の特別高等訓練課程の養成訓練に関する基準等を定める省令（昭和50年労働省令第17号）別表を含む。）の訓練科の欄に掲げる環境化学科の訓練を含む。）を修了し、かつ、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第21条第1項（同法第26条の2において準用する場合を含む。）に規定する技能照査（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法第12条第1項に規定する技能照査を含む。）に合格した者
- (12) 職業能力開発促進法第28条第1項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者
- (13) 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者
- (14) 8年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者
- (15) 計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）の登録を受けた者（学校教育法による大学若しくは高等専門学校を卒業し（機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者である場合を含む。）、又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業し（学校教育法施行規則第150条に規定する者である場合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。）、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したもの）
- (16) 労働安全衛生法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者、同法第32条第1項の規定により登録を受けた技術士（化学部門、金属部門又は応用理学部門に係る登録を受けた者に限る。）又は同項の規定により登録を受けた技術士（衛生工学部門に係る登録を受けた者で、空気環境の測定の実務に3年以上従事した経験を有するものに限る。）
- (17) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する臨床検査技師（空気環境の測定の実務に3年以上従事した経験を有する者又は学校教育法による大学において作業環境に関する授業科目、統計に関する授業科目及び労働衛生関係法令に関する授業科目を修めて卒業した者（当該授業科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）を除く。）又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）附則第3条第1項に規定する者
- (18) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第8条に規定する公害防止管理者試験（騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものを除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者
- (19) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条第1項の規定により第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、それぞれ5年以上又は3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したもの
- (20) 労働安全衛生法第81条第2項に規定する労働衛生コンサルタント
- (21) 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- (22) 労働基準監督官又は労働基準監督官であった者
- (23) 作業環境測定法施行規則第16条第1項第1号から第4号までに掲げる科目的作業環境測定士試験を受け、一部の科目について合格点を得た者（当該合格点を得た科目的試験の行われた月の翌月の初めから起算して2年以内に実施される試験を受ける者に限る。）
- (24) その他⑯（技術士法第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者に限る。）、⑯又は⑯に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 受験申請の受付期間 令和7年11月4日(火)から同年12月2日(火)まで
なお、郵便による受験申請書の提出は、令和7年12月2日(火)までの消印のあるもの有効とする。
5 合格者の発表 令和8年3月23日(月)
6 試験の実施に関する事務を行う者 この試験の実施に関する事務は、作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第20条第1項の規定により指定した公益財団法人安全衛生技術試験協会に行わせるものとする。
7 受験申請先 公益財団法人安全衛生技術試験協会(〒101-0065 東京都千代田区西神田3丁目8番1号 千代田ファーストビル東館9階 電話03-5275-1088)
8 受験申請書用紙の交付 次の場所において交付する。
(1) 公益財団法人安全衛生技術試験協会の本部及び各安全衛生技術センター
(2) 各都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)
(3) 中央労働災害防止協会の各地区安全衛生サービスセンター
(4) 公益社団法人日本作業環境測定協会の本部

添付書類提出欄(四十枚)

左記の旨の申請に添付日本国に居住の在がる者
れを許可する。
令和7年10月9日 添付大臣 鶴木 雅也
住所 東京都港区
ケラミ・シャガヤグ 平成8年3月10日生
住所 愛知県碧南市
張瑜 昭和58年4月15日生
住所 愛知県丹羽郡扶桑町
アレシャンドレ・ケンジ・アゲナ・ティ 昭和63年9月13日生
カリーナ・ティ 昭和63年6月30日生
アリサ・ティ 令和6年4月24日生
住所 千葉県印西市
姜男 昭和58年9月17日生
姜智恩 平成20年11月3日生
姜慧恩 平成24年9月12日生
住所 千葉県船橋市
李依凜 平成23年8月2日生

住所 東京都板橋区
吳尚恩 平成28年1月5日生
住所 東京都墨田区
劉志博 昭和63年5月25日生
住所 大阪府吹田市
康正豪 昭和51年4月10日生
住所 名古屋市港区
エイ・ケイ・エム・ファラハッド 昭和32年6月4日生
住所 東京都世田谷区
禹大範 平成6年9月14日生
住所 東京都杉並区
蘇蕾 平成2年1月10日生
住所 埼玉県志木市
ニマ・シェルバ 平成3年1月30日生
エドウィン・シェルバ 平成29年5月8日生
住所 埼玉県川口市
祝祺禎 昭和57年6月1日生
住所 埼玉県戸田市
李晟宇 平成15年10月13日生
住所 埼玉県狭山市
朱琳 平成7年9月2日生
住所 埼玉県越谷市
チアゴ・フルカワ・ルーカス 昭和59年11月10日生
住所 さいたま市浦和区
バクニ・グルング 平成3年5月21日生
住所 さいたま市緑区
肖思名 昭和60年8月18日生
肖堯 平成24年10月12日生
住所 埼玉県和光市
ゴビンダ・ボウデル 平成7年2月27日生
住所 埼玉県志木市
王典 平成7年2月9日生
王茉奈 令和6年12月26日生
住所 さいたま市大宮区
陸凱文 平成28年9月5日生
住所 埼玉県草加市
韋豐 平成7年2月3日生
住所 埼玉県久喜市
サシ・アチャリア 平成4年3月25日生
住所 埼玉県川口市
余娟 昭和61年11月17日生

住所 さいたま市大宮区
姚楓 昭和41年5月17日生
住所 埼玉県児玉郡上里町
ピアンカ・ダニエル・アラカワ 平成17年10月31日生
住所 埼玉県草加市
陳紅超 平成7年7月15日生
住所 さいたま市緑区
鄧葺 昭和56年4月22日生
住所 神奈川県藤沢市
鄧超波 昭和61年3月15日生
住所 川崎市幸区
オムカール・ラビンドウラ・クルカルニ 平成元年6月1日生
住所 千葉県木更津市
シワニー・クルカルニ 平成元年8月26日生
アビヤン・オムカール・クルカルニ 平成29年11月11日生
キアン・オムカール・クルカルニ 平成29年11月11日生
住所 横浜市西区
邵陽 昭和59年9月30日生
邵智浩 平成27年5月10日生
住所 横浜市西区
楊菁 平成3年11月3日生
住所 川崎市川崎区
ケン・ミランダ・ナカタニ 平成11年8月18日生
住所 相模原市南区
王瑞 昭和52年1月16日生
住所 東京都八王子市
ルイス・ヒロシ・マウ・キクシマ 平成元年5月18日生
住所 横浜市西区
鄭立黎 昭和58年11月27日生
住所 横浜市中区
徐哲 昭和59年4月25日生
郝鈺舟 昭和62年7月30日生
徐尊彦 平成29年11月15日生
住所 神奈川県藤沢市
アケイラ・ファルコナヤ 平成15年1月22日生
住所 神奈川県横須賀市
金智翼 平成21年4月28日生

住所 鳥取市
張千穂 平成13年9月22日生
住所 福岡市早良区
トカン・ヴラッド 昭和51年7月8日生
住所 福岡県春日市
肖彩 平成11年8月30日生
住所 千葉県袖ヶ浦市
李泉 昭和57年5月4日生
住所 岐阜市
朴奉姫 昭和54年3月15日生
住所 奈良県御所市
金紗世子 昭和45年12月8日生
住所 東京都杉並区
ラファエル・ナオト・ヤマニハ 平成15年4月21日生
住所 東京都江戸川区
ビンテ・ユスフ・ロハ 令和5年2月2日生
住所 東京都江戸川区
ユシャ・アハメド 令和6年3月25日生
住所 東京都豊島区
スジョン・バジラチャルヤ 昭和53年5月18日生
住所 東京都葛飾区
方嶺 昭和52年11月1日生
住所 東京都足立区
張龍 平成12年3月14日生
住所 東京都江東区
張艶剛 昭和57年4月19日生
張友慕 平成27年1月13日生
住所 東京都品川区
マヤネ・クマガイ・イイムラ 平成4年9月27日生
住所 東京都板橋区
岳心怡 平成2年10月12日生
住所 浜松市中央区
エミリ・ジョアンナ・サカイ・ウエス 平成7年9月14日生
住所 静岡市清水区
レイナ・ヘルナンデス・デー 平成18年3月14日生
住所 東京都新宿区
薛宇航 平成6年5月17日生
住所 東京都板橋区
サヒド・ビ・ケ 平成5年1月1日生

令和7年(家)第53号

鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手538番地
申立人 市来香久子

本籍東京都板橋区仲宿20番地、最後の住所東京都板橋区仲宿20番8号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和5年12月21日ころから31日ころまでの間、出生の場所千葉県八千代市、出生年月日昭和48年4月15日、職業無職

被相続人 亡 市来 覚

事務所鹿児島県薩摩川内市鳥追町13番18号川内駅前SENビル2階さつま中央司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 山本 豪太
催告期間満了日 令和8年4月30日

鹿児島家庭裁判所川内支部
令和7年(家)第40312号

大阪市浪速区湊町1丁目2番3号

申立人 株式会社アプラス
本籍愛知県名古屋市港区福田2丁目1001番地、最後の住所北海道千歳市祝梅1016番地、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日平成30年12月13日、出生の場所静岡県袋井市、出生年月日平成5年2月6日、職業不明

被相続人 亡 橋本 樹

事務所札幌市中央区大通西16丁目1番地30第10芙蓉ビル2階弁護士法人すぎの葉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小野寺優剛
催告期間満了日 令和8年5月18日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第8091号

静岡県沼津市西間門472番地
申立人 長倉 洋子

本籍静岡県沼津市松長779番地2、最後の住所静岡県沼津市松長779番地の2、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日令和5年9月9日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和12年2月8日、職業無職

被相続人 亡 濱戸 力平

静岡県沼津市御幸町24番19号 サンライズみゆき201 古川法律事務所

相続財産清算人 古川 陽子
催告期間満了日 令和8年5月26日

静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第7084号

静岡県富士市松岡1676番地の98
申立人 エンブルエバー富士松岡管理組合

本籍静岡県富士市さんどまき62番地、最後の住所静岡県富士市松岡1676番地の98エンブルエバー富士松岡408号、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日令和6年4月17日頃、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和46年9月14日、職業会社員

被相続人 亡 大橋 輝男
静岡県富士市緑町4番35号

相続財産清算人 弁護士 生田目哲哉
催告期間満了日 令和8年5月18日
静岡家庭裁判所富士支部

令和7年(家)第7498号

名古屋市中区栄3丁目14番12号
申立人 株式会社あいち銀行

本籍名古屋市港区福前2丁目214番地、最後の住所名古屋市港区福前2丁目214番地、死亡の場所名古屋市港区、死亡年月日令和7年4月1日、出生の場所名古屋市中村区、出生年月日昭和38年6月28日、職業会社役員

被相続人 亡 木戸脇一生
事務所名古屋市中区丸の内3丁目19番5号F

LE Z I O L A 2階 弁護士法人かみすき法律事務所久屋大通事務所

相続財産清算人 弁護士 小田原宏之
催告期間満了日 令和8年5月12日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7510号

名古屋市天白区高宮町1121番地
申立人 石塚 徹

本籍愛知県清須市新清洲5丁目6番地5、最後の住所名古屋市名東区梅森坂5丁目101番地 国立東名古屋病院、死亡の場所名古屋市名東区、死亡年月日令和7年2月12日、出生の場所不明、出生年月日平成10年8月7日、職業無職

被相続人 亡 伊藤 仁美
事務所名古屋市中区丸の内2丁目18番22号

三博ビル5階 名古屋第一法律事務所

相続財産清算人 弁護士 青山 玲弓
催告期間満了日 令和8年4月30日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第81149号

大阪市城東区新喜多1丁目2番17-1203号
申立人 吉田 孝弘

本籍滋賀県彦根市大藪町1866番地1、最後の住所大阪府東大阪市楠根1丁目10番16号、死

亡の場所大阪府大阪市北区、死亡年月日令和7年1月3日、出生の場所大阪府大阪市旭区、出生年月日昭和8年12月23日、職業無職

被相続人 亡 北村美喜子
大阪市北区堂島2丁目2番2号 近鉄堂島ビル2階

相続財産清算人 弁護士 田尾 賢太
催告期間満了日 令和8年5月18日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第30140号

宮城県亘理郡亘理町字悠里1番地
申立人 亘理町

本籍宮城県岩沼市下野郷字藤曾根39番地、最後の住所宮城県亘理郡亘理町字下茨田52番地1 町営住宅3-316、死亡の場所宮城県岩沼市、死亡年月日令和5年9月24日頃、出生の場所宮城県名取郡岩沼町、出生年月日昭和44年10月9日、職業無職

被相続人 亡 佐藤 照雄
仙台市青葉区一番町1丁目16番23号 一番町スクエア6F-G 伊藤今日平法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤今日平
催告期間満了日 令和8年4月27日
仙台家庭裁判所

令和7年(家)第20101号

栃木県那須烏山市中央1丁目20番4号
申立人 阿久津和夫

本籍栃木県那須烏山市中央1丁目20番、最後の住所栃木県那須烏山市中央1丁目20番4号、死亡の場所栃木県那須烏山市、死亡年月日令和7年2月28日、出生の場所栃木県那須郡烏山町、出生年月日昭和44年3月23日、職業無職

被相続人 亡 阿久津順子
事務所栃木県宇都宮市西大寛1丁目5番13号

安田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 安田 真道
催告期間満了日 令和8年4月30日
宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第20082号

群馬県高崎市下滝町334番地
申立人 渡邊 俊裕

本籍群馬県伊勢崎市中央町7番地、最後の住所群馬県前橋市表町2丁目20番7-701号 リブグリーンロード、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和7年5月21日、出生の場所群馬県佐波郡伊勢崎町、出生年月日昭和15年8月23日、職業無職

被相続人 亡 植木マサ子

群馬県高崎市宮元町292番地 ザ・グランクーブス1階 弁護士法人龍馬
相続財産清算人 舟木 謙
催告期間満了日 令和8年4月20日
前橋家庭裁判所

令和7年(家)第30114号

千葉県四街道市大日148番地10
申立人 高島 史曉

本籍千葉県成田市小泉616番地、最後の住所千葉県成田市小泉616番地、死亡の場所千葉県成田市、死亡年月日令和7年3月16日、出生の場所千葉県成田市、出生年月日昭和63年5月29日、職業無職

被相続人 亡 森田 直毅
事務所千葉市中央区中央3丁目10番4号マーキュリー千葉6階すみれ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 東 耕三
催告期間満了日 令和8年5月19日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年(家)第20074号

千葉県木更津市桜井新町5丁目2番地10
申立人 大熊みさ江

本籍千葉県君津市大井戸1619番地、最後の住所千葉県君津市大井戸1619番地、死亡の場所千葉県木更津市、死亡年月日令和5年6月17日、出生の場所千葉県君津郡小糸町、出生年月日昭和35年1月30日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 智也
事務所千葉県千葉市中央区中央3丁目10番6号 北野京葉ビル8階 真田・中間・谷中総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中間 一裕
催告期間満了日 令和8年5月17日
千葉家庭裁判所木更津支部

令和6年(家)第73549号

東京都港区西新橋1-4-14 物産ビル2階
日比谷Ave. 法律事務所

申立人 足立 正

本籍新潟県三島郡出雲崎町大字鳴滝町364番地、最後の住所東京都墨田区東向島3丁目35番3号、死亡の場所不明、死亡年月日令和5年4月13日死亡とみなされる、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和14年7月3日、職業不明

被相続人 亡 田中 正子
事務所東京都千代田区丸の内3丁目4番2号
新日石ビル10階 田辺総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 英之
催告期間満了日 令和8年4月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72041号

東京都世田谷区桜丘5-30-4

申立人 黒崎 仁

本籍東京都葛飾区青戸7丁目70番地、最後の住所東京都墨田区八広4丁目23番5-404号
オリンポス八広、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和7年1月24日頃、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和23年9月1日、職業無職

被相続人 亡 黒崎 初子

事務所東京都豊島区西池袋5丁目1番6号第二矢島ビル5階 宮本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮本 正行

催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第711112号

新潟県新発田市島潟1371番地

申立人 菅井 清一

本籍愛知県豊田市伊保町門屋敷13番地、最後の住所東京都港区高輪1丁目22番8号ルミエール高輪103、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成30年5月27日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和19年2月5日、職業不明

被相続人 亡 鈴木フジ子

事務所東京都中央区銀座5丁目15番1号南海東京ビルディング8階 田賀法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 喜浩

催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71486号

広島県福山市津之郷町大字津之郷478-1

申立人 小林 大造

本籍東京都港区北青山3丁目46番地、最後の住所東京都杉並区高井戸西1丁目9番38号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日推定令和5年12月21日から31日までの間、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和36年2月5日、職業無職

被相続人 亡 小林 清朗

事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号日比谷ダイビル6階 潮見坂綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉羽真一郎

催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71507号

東京都千代田区神田須田町1丁目2番1号ルフル神田ビル10階 M i e l i 法律事務所

申立人 山田 恵太

本籍東京都北区志茂1丁目33番地2、最後の住所東京都北区上十条3丁目11番2号ドリームハウスII、死亡の場所東京都北区、死亡年月日令和5年10月25日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和44年6月30日、職業無職

被相続人 亡 岩井 浩二

事務所東京都千代田区神田淡路町1丁目3番2号 廣屋ビル4階 石坂綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石坂 浩

催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71542号

東京都練馬区豊玉北4丁目2番4号

申立人 石川 康雄

本籍東京都練馬区春日町6丁目2857番地、最後の住所東京都練馬区春日町6丁目18番21号、死亡の場所東京都多摩市、死亡年月日令和7年5月7日、出生の場所東京都練馬区、出生年月日昭和38年2月27日、職業無職

被相続人 亡 斎藤 真一

事務所東京都港区虎ノ門1丁目15番12号日本ガス協会ビル5階LM虎ノ門南法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高木 洋平

催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第90525号

東京都日野市三沢850番地

申立人 高幡台住宅管理組合

本籍東京都港区六本木5丁目9番地、最後の住所東京都日野市三沢850番地高幡台団地6-201、死亡の場所東京都日野市、死亡年月日推定令和6年7月21日から31日までの間、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和26年12月20日、職業不明

被相続人 亡 山本 誠

事務所東京都目黒区自由が丘1丁目7番15号ベルテ・フォンタン3F K A I 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 奈良 恒則

催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90578号

東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目15番9号岩崎吉祥寺ビル3階

申立人 公益財団法人武蔵野市福祉公社

本籍東京都武蔵野市緑町2丁目6番、最後の住所東京都武蔵野市緑町2丁目6番7-507号武蔵野緑町二丁目第3アパート、死亡の場所東京都武蔵野市、死亡年月日令和7年2月11日、出生の場所栃木県河内郡城山村、出生年月日昭和21年11月3日、職業無職

被相続人 亡 大島 啓夫

事務所東京都あきる野市上代継318 近藤・鈴木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 近藤 智仁

催告期間満了日 令和8年4月30日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第40628号

神奈川県藤沢市鵠沼海岸5丁目6番19号

申立人 鎮目美樹こと 朴 比媛

本籍神奈川県藤沢市大庭5055番地10、最後の住所神奈川県藤沢市鵠沼海岸5丁目6番19号、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日令和7年5月12日、出生の場所神奈川県藤沢市、出生年月日昭和30年1月3日、職業無職

被相続人 亡 岩井 早苗

事務所横浜市港北区新横浜3-6-12日総第12ビル2階

相続財産清算人 弁護士 天野 康代

催告期間満了日 令和8年5月13日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第3037号

新潟県村上市高根482番地

申立人 遠山 唯勝

本籍新潟県村上市高根394番地、最後の住所新潟県村上市高根978番地8、死亡の場所新潟県村上市、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所新潟県岩船郡朝日村、出生年月日昭和29年3月14日、職業無職

被相続人 亡 遠山 信夫

事務所新潟県阿賀野市中央町1-9-1 水原中央町ビル3階5号室 阿賀野よろず相談法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡邊 悅子

催告期間満了日 令和8年5月18日

新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年(家)第40078号

長野県安曇野市穂高5966-3

申立人 中條千代子

本籍長野県南安曇郡穂高町大字穂高5968番地、最後の住所長野県南安曇郡穂高町大字穂高5968番地、死亡の場所長野県南安曇郡穂高町、死亡年月日昭和26年4月8日、出生の場所不明、出生年月日明治14年10月20日、職業無職

被相続人 亡 中條 ため

事務所長野県安曇野市豊科南穂高1228番地2 斎藤ビル201安曇野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮澤 幸平

催告期間満了日 令和8年4月25日

長野家庭裁判所松本支部

令和7年(家)第443号

岐阜市茜部神清寺1丁目79番地

申立人 栗木 文雄

本籍岐阜県岐阜市茜部神清寺1丁目79番地、最後の住所岐阜県羽島郡笠松町北及1700番地の9、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日令和7年1月22日、出生の場所岐阜県稲葉郡茜部村、出生年月日昭和25年3月12日、職業アルバイト

被相続人 亡 栗木 一子

事務所岐阜市今沢町6-5 今沢町細野ビル2階 岐阜シティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松本 尋規

催告期間満了日 令和8年4月20日

岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第8107号

静岡県沼津市御幸町17番12号 梅田法律事務所

申立人 梅田 欣一

本籍静岡県沼津市江浦115番地1の2、最後の住所静岡県沼津市江浦115番地の1の2、死亡の場所静岡県三島市、死亡年月日令和5年11月24日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和38年1月31日、職業不明

被相続人 亡 大木 尚

静岡県沼津市御幸町17番12号 梅田法律事務所

相続財産清算人 梅田 欣一

催告期間満了日 令和8年5月31日

静岡家庭裁判所沼津支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(家)第14号

岡山県笠岡市みの越17番地
申立人 グリーンツール株式会社
代表者代表取締役 藤原 雅義
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月6日
令和7年9月25日 大阪簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 TE75197
金額 279,972円
支払期日 令和7年5月15日
支払地 大阪市
支払場所 株式会社関西みらい銀行本町営業部
振出日 令和6年12月13日
振出地 大阪市
振出人 三共株式会社 代表取締役 東 光宏
受取人 白地
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあるので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第915号

石川県金沢市粟崎町3丁目189番地2
申立人 宮崎 博揮
本籍石川県金沢市粟崎町3丁目189番地2、
最後の住所石川県金沢市粟崎町3丁目189番地2
不在者 宮崎 進
昭和12年10月24日生
届出期間満了日 令和8年1月24日
金沢家庭裁判所

令和7年(家)第2619号

長崎県長崎市野母町2069番地
申立人 森 俊子
本籍長崎県長崎市野母町1941番地、最後の住所大阪府高槻市高槻町1番20号
不在者 森 文明
昭和28年3月21日生
届出期間満了日 令和8年1月26日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第405号

兵庫県加西市北条町東南227番地の39
申立人 芝元 和宏
本籍兵庫県加西市北条町東南227番地39、最後の住所兵庫県加西市北条町東南227番地の39
不在者 芝元 和代
昭和26年1月21日生
届出期間満了日 令和8年1月23日
神戸家庭裁判所社支部

令和7年(家)第133号

ハウスナンバー182-A-II ストリートナンバー4マハッタ コ オペレイティブ ハウジング ソサエティ モデルタウン ラホール
申立人 アシフ アイシャ
本籍群馬県伊勢崎市境保泉276番地3、最後の住所千葉県成田市公津の杜4丁目6番地1(1420)
不在者 茂木 舞
平成9年9月28日生
届出期間満了日 令和7年11月25日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年(家)第855号

島根県出雲市斐川町上庄原504番地
申立人 玉木 等
本籍島根県出雲市斐川町上庄原504番地、最後の住所本籍に同じ
不在者 玉木 京子
昭和20年1月30日生
届出期間満了日 令和8年1月25日
松江家庭裁判所出雲支部

令和7年(家)第24号

北海道久遠郡せたな町北檜山区栄64番地
申立人 両坂 賢一
本籍北海道久遠郡せたな町北檜山区栄64番地、最後の住所北海道久遠郡せたな町北檜山区栄64番地
不在者 両坂 渉
昭和55年6月15日生
届出期間満了日 令和8年1月25日
函館家庭裁判所八雲出張所

令和7年(家)第254号

静岡県浜松市中央区北寺島町454番地の1
申立人 平野 千恵
本籍静岡県浜松市中央区高丘東5丁目131番地4、最後の住所静岡県浜松市中央区北寺島町454番地の1
不在者 平野 雅士
昭和40年6月2日生
届出期間満了日 令和8年1月25日
静岡家庭裁判所浜松支部

失踪宣告

令和6年(家)第692号

本籍愛知県名古屋市南区鳴浜町1丁目37番地、最後の住所大阪府大阪市大正区泉尾3丁目2番3号
不在者 細野 昭吉
昭和24年10月28日生
令和7年9月20日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

令和6年(家)第9787号

本籍福島県本宮市白岩字高槻289番地、最後の住所東京都品川区豊町6丁目4番5号 稲川方
不在者 三瓶 弘幸

昭和39年9月10日生
令和7年9月20日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第2641号

本籍大阪府大阪市中央区大手通2丁目16番地、最後の住所不明
不在者 西尾 文美
昭和4年8月5日生
令和7年9月20日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第2786号

本籍山梨県南巨摩郡南部町万沢6025番地、最後の住所不明
不在者 遠藤 ゆき
明治41年1月4日生
令和7年9月23日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第2851号

本籍北海道野付郡別海村大字平糸村字西春別市街地、最後の住所不明
不在者 野口 明
昭和8年3月30日生
令和7年9月23日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第2718号

本籍東京都八王子市長房町425番地48、最後の住所東京都八王子市長房町425番地48
不在者 土田 當
昭和13年6月29日生
令和7年9月20日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和7年(家)第274号

本籍大阪府大阪市西成区萩之茶屋1丁目5番、最後の住所大阪府大阪市西成区萩之茶屋1丁目5番7号
不在者 上田 耕作

昭和7年4月2日生
令和7年9月20日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第11号

本籍岡山県倉敷市福田町古新田1236番地2、最後の住所岡山県倉敷市福田町古新田1236番地2
不在者 三宅 紘嗣

昭和61年7月17日生
令和7年9月23日失踪宣告審判確定

岡山家庭裁判所倉敷支部裁判所書記官

令和7年(家)第8022号

本籍宮崎県宮崎市吉村町蟹町甲4653番地、最後の住所宮崎市吉村町蟹町甲4653番地
不在者 清野 隆男

昭和46年6月27日生
令和7年9月18日失踪宣告審判確定

宮崎家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年(ヘ)第1号

静岡市駿河区南町9番1-902号

申立人 野村 仁

権利の届出の終期 令和7年9月5日

令和7年9月10日 島田簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地

所在 牧之原市相良字元三ノ丸
地番 327番
地目 畑
地積 340平方メートル

(2)登記年月日番号 藤枝区裁判所相良出張所明治38年12月23日受付第3713号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 土地上権設定
原因 明治38年12月23日設定
目的 建物所有
存続期間 明治38年12月23日より明治58年12月22日迄満20年間

地代 1年金1円50銭

支払期 每年12月20日

地上権者 森原郡相良町波津1652番地
辻 五平

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第239号

金沢市玉鉢4丁目164番地

債務者 ムラサワ印刷有限会社

代表者 代表取締役 村澤 裕

1 決定年月日時 令和7年10月1日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 米田 弘幸
4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査の期日 令和7年12月26日午前11時

金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第533号

静岡県焼津市田尻北375番地の2

債務者 株式会社かずみや商店

代表者 代表取締役 村松 謙三

1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 久保田誠実
4 破産債権の届出期間 令和7年10月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前11時30分

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第93号

岐阜県多治見市滝呂町12丁目160番地の7

債務者 株式会社N i c o c a f e

代表者 代表取締役 出馬 健

1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 水野 将也
4 破産債権の届出期間 令和7年10月29日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前11時

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第2164号

愛知県半田市青山3丁目26番地の1

債務者 株式会社ロダン

代表者 代表取締役 井上 春子

1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 暢高
4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後1時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1596号

東京都八王子市散田町5丁目28番1号

債務者 有限会社サン・コーポレーション

代表者 取締役 片見 一志

1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三村 義幸
4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2408号

横浜市南区前里町3丁目80番地

債務者 三栄土地株式会社

代表者 仮代表取締役 今井 史郎

1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 三橋 潔
4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前11時50分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第247号

徳島県阿波市市場町大野島字江ノ島23番地4

債務者 有限会社丸高食品

代表者 代表取締役 稲岡 一夫

1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西村 智子
4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午前10時

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1675号

東京都青梅市新町2丁目18番-19

債務者 株式会社メディカルプランニング

代表者 代表取締役 三浦由紀宏

1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 匡
4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前11時30分

新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第212号

群馬県高崎市中尾町501番地1

債務者 有限会社大類工業

代表者 代表取締役 関口 正美

1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 門馬 義昭
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午前10時

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第375号

鹿児島市大黒町3番26号幸屋ビル401号

債務者 有限会社からだ・はうす

代表者 取締役 濑戸 武志

1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本多 弘毅
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前10時

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第282号
奈良市左京3-5-22-102
債務者 合同会社KCサービス
代表者代表社員 高山 賢一
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 瀧口 勇
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月22日午前10時45分
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第998号
名古屋市北区北久手町188番地
債務者 有限会社鈴和工業
代表者取締役 鈴木 源三
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 雅宜
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月23日午後2時
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2187号
名古屋市緑区潮見が丘3丁目70番地
債務者 エム・ワイ建設株式会社
代表者代表取締役 茂山 貞光
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 水野 紀孝
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月23日午後1時30分
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2191号
名古屋市東区葵3丁目20番33号 アゴラ葵
301号
債務者 株式会社サンクスマイル
代表者代表取締役 菱矢 嘉子
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森 亮太
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月23日午後1時40分
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1586号
名古屋市中区丸の内3丁目9番29号D A I S
E Nビル2F
債務者 株式会社cloudia
代表者代表取締役 前田 賢吾

1 決定年月日時 令和 7 年 9 月 30 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 露木 洋司
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 8 年 1 月 15 日午後 1 時 40 分
名古屋地方裁判所民事第 2 部
令和 7 年 (フ) 第 8 3 1 号
大阪府柏原市法善寺 3 丁目 526 番地
債務者 明光運輸株式会社
代表者代表取締役 木下 一弘
1 決定年月日時 令和 7 年 9 月 30 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 諭
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 8 年 1 月 15 日午前 10 時
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和 7 年 (フ) 第 3 5 号
愛媛県今治市小泉 4 丁目 2 番 10 号
債務者 株式会社高春工業
代表者代表取締役 森川 博文
1 決定年月日時 令和 7 年 10 月 1 日午後 1 時 30 分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 近藤 貞明
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 8 年 1 月 15 日午前 11 時 30 分
松山地方裁判所今治支部
令和 7 年 (フ) 第 1 9 0 4 号
横浜市南区庚台 61 番地 102
債務者 有限会社舟橋組
代表者代表取締役 山本 正三
1 決定年月日時 令和 7 年 9 月 30 日午後 4 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山村 健一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 8 年 1 月 19 日午前 10 時 40 分
横浜地方裁判所第 3 民事部
令和 7 年 (フ) 第 3 1 4 号
盛岡市山岸 3 丁目 36 番 26 号
債務者 岩手特殊工事有限会社
代表者取締役 八倉 義一
1 決定年月日時 令和 7 年 9 月 30 日午後 1 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 畠山 将樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和 8 年 1 月 20 日午前 11 時
盛岡地方裁判所第 2 民事部

令和7年(フ)第121号
 島根県松江市東朝日町112番地
 債務者 有限会社春園治
 代表者代表取締役 園山 誠司
 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 松村健太郎
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年1月20日午前10時30分
 松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第2262号
 横浜市港北区綱島西5丁目21番29号
 債務者 株式会社ワンクラフト
 代表者代表取締役 小林 俊介
 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 関戸 淳平
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年1月21日午前11時40分
 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第264号
 愛媛県松山市空港通3丁目9番31号
 債務者 伊豫商事株式会社
 代表者代表取締役 稲森 和行
 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 越智 順洋
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年1月22日午後2時45分
 松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第320号
 香川県高松市仏生山町甲44番地1
 債務者 株式会社up to me
 代表者代表取締役 河野 良博
 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時3分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 藤本 邦人
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年1月23日午前10時
 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第235号
 福岡県久留米市原古賀町23番地の12 ライオ
 ンズマンション小頭町公園201号
 債務者 株式会社インクス
 代表者代表取締役 今村須美香

1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 梶島 隆
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午後2時30分
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ) 第236号

福岡県久留米市荒木町白口1967番地5
債務者 株式会社イマムラ・スマイル・コーポレーション
代表者代表取締役 今村須美香
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 梶島 隆
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午後2時30分
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ) 第32号

宮城県大崎市古川小稲葉町3番50号
債務者 栗原 勝久
1 決定年月日時 令和7年9月26日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 富田 成人
4 破産債権の届出期間 令和7年11月13日まで
5 財産状況報告集会・一般調査の期日 令和8年1月8日午後1時15分
6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ) 第280号

岡山県総社市中央5丁目1番地104 アヴェニール303号室、転居前の住所広島県福山市幕山台2丁目39番6号
債務者 小山 佳織
1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡田 孝文
4 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月11日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

| | | | |
|---|---|--|---|
| 令和7年(フ)第1040号 仙台市宮城野区鶴ヶ谷8丁目9番地の12 債務者 畠田袈裟登 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 敬文 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午後2時15分 6 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 | 4 破産債権の届出期間 令和7年10月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前10時5分 6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで 奈良地方裁判所破産係 | 令和7年(フ)第435号 神奈川県小田原市久野282番地の1 スイプレ・M303 債務者 石村喜一郎 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤沼 洋 4 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第1052号 仙台市青葉区愛子東3丁目15番19号 エレノア・エール202、従前の住所仙台市青葉区栗生3丁目12番地の4 サンライズ館A棟102 債務者 丹野 裕(旧姓佐藤) 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松尾 良成 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午後2時25分 6 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤 雅人 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで 福岡地方裁判所田川支部 | 令和7年(フ)第12号 千葉県香取郡東庄町小南935番地 債務者 月見里 健 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒木 尚 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで 千葉地方裁判所佐原支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大西 啓介 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月2日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第501号 岡山市北区牟佐1026-1 ガーデンコートA103号、住民票上の住所岡山市南区大福1247番地3 債務者 板野 芳明 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 種田 和英 4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 岡山地方裁判所第3民事部 | 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 最史 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 青森地方裁判所民事部破産係 | 令和7年(フ)第231号 千葉県香取郡東庄町小南935番地 債務者 月見里要子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒木 尚 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで 千葉地方裁判所佐原支部 | 1 決定年月日時 令和7年10月1日午前9時15分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神木 篤 4 破産債権の届出期間 令和7年11月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月9日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 盛岡地方裁判所花巻支部 |
| 令和7年(フ)第268号 奈良県生駒市小瀬町891番地40 債務者 木下化工こと 木下 勝元 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上崎 智代 | 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 薫 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係 | 令和7年(フ)第13号 千葉県香取郡東庄町小南935番地 債務者 月見里要子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒木 尚 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月8日まで 千葉地方裁判所佐原支部 | 1 決定年月日時 令和7年10月1日午前9時15分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩井 婦妃 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月3日午前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第2165号 愛知県半田市青山3丁目26番地の1 債務者 井上 春子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 暢高 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで | 令和7年(フ)第2165号 愛知県半田市青山3丁目26番地の1 債務者 井上 春子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 暢高 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで | 令和7年(フ)第1569号 東京都八王子市散田町1丁目1番A-605号西八王子ハイツ 債務者 藤田 有紀(旧姓中島) 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩井 婦妃 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月3日午前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | |

令和7年(フ)第1659号

東京都三鷹市井口1丁目8番2号
債務者 鈴木 功

- 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小松 玲子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月4日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第665号

川崎市幸区小向仲野町9番7号
債務者 高橋 修斗

- 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柳町 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月9日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第323号

静岡県沼津市桃里453番地の2
債務者 青木 敏夫

- 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小杉 真由
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月11日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第144号

静岡県富士宮市小泉1469番地の4
債務者 秋山 充輝

- 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 里和 唯
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月11日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月11日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第170号

静岡県富士市国久保1丁目7番30-2号
債務者 松永久美子

- 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木真二郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月11日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第174号

静岡県富士市中里136番地の1
債務者 鈴木 麻美(旧姓川口)

- 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横山 正樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月11日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第523号

静岡県藤枝市青木1丁目18番10号
債務者 中川 康史

- 1 決定年月日時 令和7年10月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鳥居 恭子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月22日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第463号

相模原市中央区上溝2038番地8 パルタナーレ303号室
債務者 檜垣 天真

- 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 亜也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月14日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第471号

相模原市南区磯部470番地1 モアナレア203
債務者 橋田 大介

- 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 粟谷布由実
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月21日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第1597号

東京都八王子市兵衛1丁目12番15号ルユタ
B-102号
債務者 片見 一志

- 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三村 義幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月21日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1598号

東京都八王子市散田町5丁目22番4号五月マ
ンション302号
債務者 片見美由紀

- 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三村 義幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月21日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第648号

川崎市多摩区西生田3丁目14番25号 アザーレパシオ読売ランド前壱番館 103
債務者 氷仙 洋一

- 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河野 力丸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月28日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第117号

新潟県村上市山居町2丁目6番28号
債務者 田嶋 治

- 1 決定年月日時 令和7年10月1日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 太田 竜
- 4 破産債権の届出期間 令和7年11月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前10時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第203号

兵庫県宝塚市中山桜台6丁目18番2-1109号
債務者 奥野 陽一

- 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安達 純里
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月11日午前10時55分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

| | | | |
|--|---|--|--|
| 令和7年(フ)第214号 沖縄県宜野湾市普天間2丁目37番15号 サン イーストシティー 3-D 債務者 上里 昭子 | 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年12月15日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 | 令和7年(フ)第1007号 大阪市平野区加美東4丁目12番7号 アッシュメゾン平野イーストV 104号 債務者 中山 彩楓 | 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月16日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 高知地方裁判所破産係 |
| 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮城 健吾 4 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午前9時50分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田部 恒兵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 住原 秀一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福間 亮介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 福岡地方裁判所飯塚支部民事部 |
| 令和7年(フ)第42号 宮城県登米市米山町字善王寺相ノ田30番地2 グループホーム米山、従前の住所宮城県登米市迫町佐沼字下田中50番地16 債務者 鈴木由美子(旧姓高橋) 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東田 正平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月22日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 仙台地方裁判所登米支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田 侑希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河合 悠介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 隆亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月19日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係 |
| 令和7年(フ)第175号 山形県東根市神町東3丁目4番5-3号 コンフォートII-106 債務者 黒田 彰 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠藤 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 山形地方裁判所民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 卓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 岐阜地方裁判所高山支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉倉 邦樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天野 康代 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月3日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第1420号 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸5丁目4番12号 債務者 磯川裕太郎 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 千秋 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 真宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで 大津地方裁判所民事部 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中内 功 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 滝島 広子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月3日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで 横浜地方裁判所第3民事部 |

令和7年(フ)第2029号
名古屋市緑区梅里1丁目52番地の1 タウン
梅里A棟202号
債務者 山田 雄貴
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鬼頭 治雄
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月16日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第477号
兵庫県加古川市加古川町備後241番地の1、
従前の住所兵庫県加古川市加古川町備後241
番地の2
債務者 糜谷 重俊
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菊井 翼
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月19日午前10時20分
5 免責意見申述期間 令和7年12月2日まで
神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第618号
埼玉県所沢市西狭山ヶ丘1丁目244番地の5
コスモ西狭山ヶ丘202
債務者 押切 悠輝
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤菜々子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月17日午後3時
5 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第637号
埼玉県川越市大字上戸127番地1 (ベルテ
103号室)
債務者 小野寺昭詔
1 決定年月日時 令和7年9月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 黒見 恵
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月17日午後3時10分
5 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第909号
京都府八幡市八幡小松52番地の18、前住所京
都市右京区花園円成寺町6番地26
債務者 高橋 尚己
1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大久保勇輝
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月17日午前10時45分
5 免責意見申述期間 令和7年12月3日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第54号
熊本県荒尾市宮内1091番地2 鳩式番館201
号
債務者 植田 留美
1 決定年月日時 令和7年9月24日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松岡 智之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年12月2日午前11時15分
5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで
熊本地方裁判所玉名支部
令和7年(フ)第417号
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣495番地1
債務者 新 明日香
1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時30
分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 金丸 祥子
4 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで
宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第106号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池5348番地
債務者 永井 正一
1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 和田 直哉
4 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(フ)第141号
宮崎県日向市中堀町3丁目43番地
債務者 長友 安彦
1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 文美
4 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間**
令和7年(フ)第80号
山形県長井市台町7番19号 中川アパート
505号
債務者 土屋 浩一
1 決定年月日時 令和7年10月1日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで
山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第1806号
名古屋市中村区藤江町3丁目167番地 M.O
V.E中村日赤203号
債務者 比嘉 竜生
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1857号
愛知県大府市終山町8丁目19番地の1 ユリ
セレクトB棟102号
債務者 富川 將夫
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1879号
名古屋市中川区宮脇町1丁目99番地の2
コーボ鈴建302号
債務者 高村 豊
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2071号
愛知県春日井市中野町2丁目24番地1
債務者 榎本富佐枝 (旧姓加藤)
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1880号
名古屋市中川区宮脇町1丁目99番地の2
コーボ鈴建302号
債務者 高村 洋子
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1972号
愛知県常滑市多屋町5丁目9番地の2 ボ
ヌール・M 105号、従前の住所名古屋市緑
区鳴海町字薬師山21番地 アドバンス2-A
号
債務者 藤原 凌
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2021号
名古屋市緑区南陵401番地 桶狭間荘11棟904
号
債務者 太田 信孝
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2071号
愛知県春日井市中野町2丁目24番地1
債務者 榎本富佐枝 (旧姓加藤)
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

| | | | |
|--|---|--|---|
| 令和7年(フ)第2090号 愛知県知多市つづじが丘3丁目23番地の5 パークヒル竹内3A 債務者 宮本 達也 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第2217号 愛知県春日井市鳥居松町1丁目222番地 コスモハイツ鳥居松103号 債務者 高山 明美 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第1043号 札幌市白石区南郷通8丁目南1番20-101号 債務者 橋本 知 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第2141号 名古屋市中川区東起町2丁目38番地の7 債務者 有松 由加 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第264号 岡山県倉敷市中島163番地7 債務者 近藤ミチ子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係 | 令和7年(フ)第1428号 札幌市西区八軒9条西2丁目2番15号 ピックバーンズマンション八軒Ⅲ-103号 債務者 田中 葵(旧姓姓名) 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第1578号 札幌市西区二十四軒4条7丁目5番25-202号 債務者 越村 勝昭 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第2173号 名古屋市瑞穂区松月町2丁目44番地 メゾン松月101号 債務者 原 周作(旧姓伊藤) 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第292号 岡山県倉敷市玉島乙島974番地11、転居前の住所岡山県倉敷市松島201番地 和気アパート201 債務者 中務健太郎 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係 | 令和7年(フ)第1514号 札幌市東区北24条東16丁目3番20-307号 債務者 石田 紀之 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第1596号 札幌市手稲区曙2条1丁目1番2-302号 債務者 石塚 里美 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第2180号 愛知県清須市寺野美鈴21番地 エクセル美鈴3B 債務者 マルメ マリア ハゼル パスクアル(MARUME MARIA HAZEL PASCUAL) 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第297号 岡山県倉敷市玉島長尾347番地1 新倉敷マニションB-301 債務者 竹内 公俊 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係 | 令和7年(フ)第1566号 札幌市手稲区稲穂3条1丁目3番2号 コーポ花和第3-23号 債務者 赤泊 正一 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第1608号 札幌市白石区菊水元町9条2丁目9番1号 ハーベスト元町B-105号 債務者 河原 茂禎 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第2180号 愛知県清須市寺野美鈴21番地 エクセル美鈴3B 債務者 マルメ マリア ハゼル パスクアル(MARUME MARIA HAZEL PASCUAL) 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第297号 岡山県倉敷市玉島長尾347番地1 新倉敷マニションB-301 債務者 竹内 公俊 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係 | 令和7年(フ)第1573号 札幌市北区新琴似1条2丁目11番41号 コーポこしかわ11号 債務者 中川 玲音 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 | 令和7年(フ)第1615号 札幌市豊平区月寒東5条7丁目2番13号 メゾンドジャパン401号 債務者 前田 一行 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| 令和7年(フ)第1685号 札幌市北区北28条西2丁目2番17号 コモア 28-102号 債務者 田代 裕一 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第1752号 札幌市白石区南郷通7丁目北5番2号 フロンティア南郷通302号 債務者 畑山 恵美(旧姓大西) 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第1804号 札幌市北区北25条西16丁目6番8-302号 債務者 中牟田 准(旧姓北山) 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第45号 青森県十和田市東十一番町13番26号 ハイツ 三木野ⅢB3 債務者 平野八重子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 青森地方裁判所十和田支部 |
| 令和7年(フ)第1700号 札幌市南区石山1条5丁目3番1-401号 債務者 熊谷有紀子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第1759号 札幌市白石区栄通18丁目9番11号 第2谷藤 マンション1号 債務者 古川真奈栄 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第1809号 北海道石狩市花川南3条5丁目13番地 ソレイユ花川101号 債務者 五十嵐優斗 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第200号 群馬県高崎市井野町1166番地29 債務者 照沼 安徳 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 前橋地方裁判所高崎支部 |
| 令和7年(フ)第1707号 札幌市豊平区平岸6条13丁目3番3号 プラザケアンズA-205号、申立時の住所北海道 千歳市春日町1丁目1番11号 メゾンドフェイマス102号 債務者 山下 裕也 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第1767号 札幌市西区山の手5条1丁目2番26号 パー ルハイム山の手203号 債務者 奥山 栄治 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第180号 釧路市共栄大通1丁目2番8号 ベルタロー ザⅠ 101 債務者 佐々木龍徳 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 釧路地方裁判所民事部 | 令和7年(フ)第218号 群馬県高崎市中泉町174番地1 債務者 大沢 晓 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 前橋地方裁判所高崎支部 |
| 令和7年(フ)第1747号 札幌市厚別区厚別東2条3丁目6番42号 サ ニーハイツ102 債務者 宮内 博志 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第1799号 札幌市東区北27条東2丁目2番26号 岩城ハ イム302号 債務者 阿部 ゆり 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第88号 北海道北見市幸町4丁目2番8号 ハイツサ ニーヒルⅡ 202号、前住所北海道北見市中 ノ島町4丁目10番17号 中ノ島センターパー ク5番館202号 債務者 赤井 夏美(旧姓長谷川・真田・徳田) 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係 | 令和7年(フ)第1446号 埼玉県鴻巣市松原4丁目15番12-104号 コートハウス利根川、旧住所埼玉県上尾市大 字平方4302番地17 債務者 松谷 学 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |

| | | | | | | | |
|---------------|---|--------------|---|---|--|---|---|
| 令和7年(フ)第1575号 | 埼玉県上尾市大字小敷谷845番地1 西上尾第一団地3-25-506、旧住所さいたま市北区別所町55番地3 ケアガーデン宮原 債務者 田仲 美香 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 | 令和7年(フ)第565号 | 埼玉県八潮市中央4丁目4番地17 ウリュウ中央コーポラス201 債務者 鈴木 則夫 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで さいたま地方裁判所熊谷支部 | 令和7年(フ)第2005号 | 横浜市戸塚区南舞岡1丁目32番18号 債務者 廣瀬 一夫 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | |
| 令和7年(フ)第1600号 | さいたま市南区文蔵3丁目19番17号 債務者 吉川 大翔 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 | 令和7年(フ)第586号 | 埼玉県吉川市高富1丁目6番地1 メゾンドモリューII-107号 債務者 木村 光徳(旧姓小泉) 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係 | 令和7年(フ)第116号 | 千葉県東金市滝沢712番地35 債務者 倉持奈都江 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第2042号 | 横浜市保土ヶ谷区川辺町4番地3 市営川辺町第二住宅2棟307号 債務者 北園 嵐 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第1605号 | 埼玉県新座市東北1丁目12番2号 エスハイム103号室 債務者 松本 保江 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 | 令和7年(フ)第612号 | 埼玉県八潮市大字二丁目23番地1、旧住所埼玉県三郷市戸ヶ崎3丁目209番地 濱島マンション303 債務者 稲見 未羽(旧姓柳橋) 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係 | 令和7年(フ)第1577号 | 東京都稲城市平尾3丁目1番地の1 平尾住宅37棟202号 債務者 河瀬 勉 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 令和7年(フ)第2085号 | 横浜市港南区港南3丁目22番5号 室ノ木坂ガーデニア101 債務者 渡邊 愛美 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第1639号 | 埼玉県川口市上青木6丁目30番10号 ハイツニシカワ303号 債務者 萩原 亨 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 | 令和7年(フ)第631号 | 埼玉県春日都市赤沼1406番地 債務者 飯島 泰 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係 | 令和7年(フ)第1094号 | 横浜市港南区大久保3丁目4番1-416号 債務者 松本 公子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所立川支部民事第4部 | 令和7年(フ)第2004号 | 横浜市戸塚区南舞岡1丁目32番18号 債務者 廣瀬 恵 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第2112号 | 神奈川県海老名市東柏ケ谷3丁目13番29-203号 債務者 傳法 千里 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第303号 | 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1355番地 プランドールK202 債務者 金子実土里 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第2112号 | 神奈川県海老名市東柏ケ谷3丁目13番29-203号 債務者 傳法 千里 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | | |

| | | | | |
|---|--|--|---|---|
| 令和7年(フ)第2163号 横浜市西区藤棚町2丁目177番地5 プリム ローズ横浜藤棚105号 債務者 廣島 牧 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第2393号 横浜市中区山元町1丁目44番地3 リ ファンテース山手302 債務者 西村 綾沙(旧姓矢野) 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第92号 岐阜県多治見市生田町6丁目181番地の1 M—B O X多治見1—D 債務者 池田 一裕 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 岐阜地方裁判所多治見支部 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第2266号 横浜市緑区長津田2丁目11番2-808号 債務者 小林 琴子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第612号 川崎市川崎区殿町3丁目21番1-101号 メゾン梶川 債務者 フォレスター和恵(旧姓青砥) 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 | 令和7年(フ)第896号 京都府八幡市八幡高畑10番地の13 フリーデ1-101 債務者 森田 智也 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第2306号 横浜市中区北方町2丁目93番地1 ライオンズマンション本牧第2 304 債務者 大越 安正 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 | 令和7年(フ)第496号 相模原市南区南台1丁目4番9号 ST南台203 債務者 竹内 宏太 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所相模原支部 | 令和7年(フ)第971号 京都市西京区山田北ノ町34番地 ドエル上桂301 債務者 平松 克也 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第2322号 横浜市神奈川区三ツ沢下町32番30号 ガーデンパレス203号 債務者 石川 博英 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 | 令和7年(フ)第142号 新潟県柏崎市米山台4丁目3番17号 債務者 小田野朝明 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所相模原支部 | 令和7年(フ)第991号 京都市北区鷹峯土井町49番地6 債務者 中山 力 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第2381号 横浜市鶴見区佃野町10番6号 水口ビル405 債務者 水口 典子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第142号 新潟県柏崎市米山台4丁目3番17号 債務者 小田野朝明 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所相模原支部 | 令和7年(フ)第1016号 京都市下京区中堂寺北町40番地16 橋原様方、前住所大津市中央2丁目3番26号 小堀マンションC-3 債務者 中西 晴美(旧姓千々松) | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第1016号 京都市下京区中堂寺北町40番地16 橋原様方、前住所大津市中央2丁目3番26号 小堀マンションC-3 債務者 中西 晴美(旧姓千々松) | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 | 令和7年(フ)第1034号 京都府城陽市富野乾垣内31番地の7 債務者 細川 久代 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 |
| | | | | 破産手続終結 |
| 令和5年(フ)第276号 群馬県前橋市若宮町2丁目11番4号 破産者 有限会社杉本商店 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 | 令和5年(フ)第2901号 大阪市中央区久太郎町3丁目1番15号 破産者 株式会社Z E R O 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 | 令和6年(フ)第2901号 大阪市中央区久太郎町3丁目1番15号 破産者 株式会社Z E R O 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 | 令和6年(フ)第4664号 大阪府東大阪市荒本北2丁目5番5号 破産者 有限会社B—I S T 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 | 令和6年(フ)第4664号 大阪府東大阪市荒本北2丁目5番5号 破産者 有限会社B—I S T 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 |

| | | |
|---|---|--|
| 令和6年(フ)第577号 岡山市北区辰巳23番地125 ストーク辰巳201 破産者 株式会社アズウッド 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 岡山地方裁判所第3民事部 破産手続終結及び免責許可決定 令和6年(フ)第193号 福岡県久留米市津福本町448-5 聖マリア ヘルスケアセンター、住民票上の住所福岡 県久留米市高良内町118番地1 破産者 横溝 哲郎 1 決定年月日 令和7年9月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部 令和6年(フ)第546号 札幌市白石区栄通19丁目12番22号 レジデン ス19-202号、開始決定時の住所札幌市南区 澄川6条6丁目3番5号 破産者 横溝 慎悦 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和6年(フ)第1888号 札幌市北区新琴似1条5丁目6番15号、開始 決定時の住所札幌市中央区南3条西23丁目2 番20-203号 破産者 櫻井みどり 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和6年(フ)第2180号 札幌市北区北16条西3丁目2番21-101号、 申立時の住所札幌市北区北21条西4丁目2番 33-101号 破産者 森谷 信浩 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 令和6年(フ)第51号 青森県五所川原市松島町1丁目502番地10 コーポラスサンシティツバタC棟6、開始決 定時の住所青森県つがる市木造大畠滝井13番 地10 破産者 山口 昭彦 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所五所川原支部破産係 令和7年(フ)第120号 宮城県富谷市ひより台2丁目34番地17 破産者 阿部 章吾 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和6年(フ)第33号 宮城県登米市迫町新田字南深沢28番地 破産者 阿部 範昭 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所登米支部 令和6年(フ)第210号 埼玉県熊谷市拾六間755番地28 ベルヴィ ラージュ110 破産者 一氏 崇史 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部 令和6年(フ)第1987号 名古屋市西区花の木1丁目15番15号 バン ペール・グラン花の木1001号、従前の住所名 古屋市緑区滝ノ水4丁目922番地 破産者 森 和敏 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所熊谷支部 令和7年(フ)第881号 名古屋市熱田区明野町16番2号 フアミリ アーレ日比野スクエア705号、従前の住所名 古屋市港区川西通4丁目12番地 ボワドブ ローニュⅢ 503号 破産者 福田 靖 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(フ)第2064号 愛知県あま市木田東阿弥陀2番地 リバーサ イドJ S106号 破産者 川井 慎一 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和6年(フ)第64号 群馬県前橋市若宮町2丁目11番5号 破産者 杉本 文隆 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和6年(フ)第230号 群馬県高崎市綿貫町876番地4、前住所群馬 県前橋市柏川町込皆戸192番地7 破産者 大澤 実 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部 令和7年(フ)第881号 名古屋市熱田区明野町16番2号 フアミリ アーレ日比野スクエア705号、従前の住所名 古屋市港区川西通4丁目12番地 ボワドブ ローニュⅢ 503号 破産者 福田 靖 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(フ)第4665号 大阪府東大阪市足代南2丁目1番16号 ノイ ヴェル布施 103号、前住所大阪府東大阪市 豊浦町5番16号 破産者 古寺 裕久 1 決定年月日 令和7年9月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
|---|---|--|

令和6年(フ)第275号

岡山市南区当新田111番地12
破産者 味谷 政晴

- 1 決定年月日 令和7年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第276号

岡山市北区矢坂西町5番5号
破産者 味谷 剛志

- 1 決定年月日 令和7年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第578号

岡山市中区平井1228番地3 メゾンフォルテ
ヒライ101号、旧住所岡山市東区目黒町47番地6

破産者 坂本 清志

- 1 決定年月日 令和7年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第694号

岡山市北区学南町3丁目8番16号
破産者 大石 忠広

- 1 決定年月日 令和7年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第19号

宮城県気仙沼市長磯赤貝1番地17
破産者 澤村 安則

- 1 決定年月日 令和7年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所気仙沼支部

令和6年(フ)第723号

神奈川県足柄上郡松田町松田庶子1017番地15
破産者 西 翼

- 1 決定年月日 令和7年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第591号

静岡市駿河区向手越2丁目14番8-403号
破産者 大坪 满

- 1 決定年月日 令和7年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第17号

鹿児島県指宿市山川成川931番地1、従前の住所愛知県名古屋市南区豊田2丁目11番2号
(スブランドウール道德101号)

破産者 豊崎 政之

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月19日午前11時
令和7年9月29日

鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和7年(フ)第1107号

名古屋市港区善進本町263番地 シティー
ガーデン善進本町205号
破産者 竹内 朋子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月29日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月3日午前11時50分
令和7年9月29日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第27号

福島県相馬市黒木字四反田108番6、前住所福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺字西久保168番地の1 OHANA 1104号室

破産者 荒 由香里(旧姓大羽)

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月18日午後2時
令和7年9月30日 福島地方裁判所相馬支部

令和7年(フ)第1757号

大阪府四條畷市下田原1510番地

破産者 平和電子工業株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月11日午後2時10分
令和7年9月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1758号

奈良市藤ノ木台1丁目4番12-313号

破産者 銭谷 啓

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月11日午後2時10分
令和7年9月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第15号

(最後の住所) 島根県邑智郡邑南町下田所572番地5

破産者 被相続人亡洲演義一相続財産

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月31日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月19日午前11時
令和7年9月29日 松江地方裁判所浜田支部

令和7年(フ)第1470号

大阪市西区南堀江1丁目19番13-504号

破産者 川西 康弘

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月11日午後1時50分
令和7年9月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第734号

神奈川県秦野市西田原121番地の1 アル
ファタウン西田原A棟102号

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月21日午前11時15分
令和7年10月1日

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月10日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月24日午後2時
令和7年10月1日

令和7年(フ)第235号

新潟市中央区南出来島1丁目5番13号3

破産者 斎藤 悅男

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月12日まで
- 2 一般調査期日 令和7年12月16日午前10時
令和7年10月1日 新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第61号

兵庫県豊岡市日高町池上121番地

破産者 谷口 洋子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月6日午後1時10分
令和7年9月30日

神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第316号

埼玉県川口市大字安行領根岸480番地1

破産者 株式会社ライジングホーム

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月19日午後3時
令和7年9月30日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第317号

埼玉県川口市芝4-28-20 クレイブ芝103、
開始決定時の住所埼玉県川口市本前川2-34-35-102

破産者 小田 泰生

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月19日午後3時
令和7年9月30日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1484号

京都府木津川市梅美台2丁目16番地2 プラ
ムヒルB棟1号

破産者 中村 健一

- 1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月21日午前11時15分
令和7年10月1日

京都地方裁判所第5民事部破産係

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|---|---|
| <p>令和7年(フ)第1号 京都市西京区桜原六反田20番地1 豊栄ハイツ 201、前住所京都市西京区大原野西竹の里町2丁目2番地 ユニ・アルス洛西プレジオ211号 破産者 橋本 定憲 1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで 2 一般調査期日 令和7年12月24日午前11時30分 令和7年10月1日 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第27号 岡山県津市神戸172、住民票上の住所大阪府大阪市都島区友渕町1丁目5番80-102号 破産者 片岡 典昭 1 破産債権の届出期間 令和7年11月14日まで 2 一般調査期日 令和7年12月15日午後3時 令和7年9月30日 岡山地方裁判所津山支部 特別清算終結 令和7年(ヒ)第10号 福井市大手2丁目12番4号 清算株式会社 株式会社安部書店 1 決定年月日 令和7年9月18日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 福井地方裁判所民事部 令和7年(ヒ)第2018号 東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラントウキヨウサウスタワー 清算株式会社 富山企画株式会社 1 決定年月日 令和7年9月25日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。 東京地方裁判所民事部第20部 特別清算協定認可 令和7年(ヒ)第2051号 東京都千代田区神田神保町3丁目2番地 清算株式会社 株式会社T E H整理会社 代表清算人 片岡 牧 1 決定年月日 令和7年9月19日 2 主文 次の協定を認可する。 協定 第1 定義 本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。 本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。</p> | <p>第2 優先債権及び費用請求権に対する弁済 一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、隨時支払う。 第3 一般条項 1 権利の変更 別紙記載の各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。 2 調整条項 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権の元本の割合に応じて弁済する。 この場合において、各協定債権者が前記1の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。 3 債権者変更の場合の取り扱い 特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の各協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。 (別紙省略)</p> | <p>以上 東京地方裁判所民事部第20部 再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可 令和7年(再)第13号 東京都千代田区神田錦町3丁目3番地 再生債務者 オーピーシー株式会社 決定の要旨 再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。 1 再生債務者が取得する株式の数 全ての発行済株式である普通株式2万4000株 2 再生債務者が1の株式を取得する日 7の募集株式と引換にする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初に出資した日 なお、再生債務者が取得した株式は、取得後全て消却する 3 減少する資本金の額 資本金1200万円全額 4 資本金の額の減少がその効力を生ずる日 7の募集株式と引換にする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初に出資した日</p> | <p>5 募集株式の数 普通株式2万株 6 募集株式の払込金額 募集株式1株につき金500円 7 募集株式と引換にする金銭の払込期間 再生計画認可決定確定の日から1か月 8 増加する資本金の額 金1000万円 9 増加する資本準備金の額 金0円 令和7年9月24日</p> | <p>東京地方裁判所民事部第20部 小規模個人再生による再生手続開始 令和7年(再イ)第43号 相模原市中央区南橋本1丁目8番12号 カインドネス南橋本103 再生債務者 見城 学 1 決定年月日時 令和7年9月29日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月14日まで</p> | <p>さいたま地方裁判所第3民事部 令和7年(再イ)第54号 埼玉県春日部市新宿新田346番地21 再生債務者 小野 和幸 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月11日まで</p> | <p>さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第67号 岐阜市中2丁目156番地1 再生債務者 足立しおり 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月11日まで</p> | <p>岐阜地方裁判所 令和6年(再イ)第80号 岐阜市六条江東1丁目12番18号 再生債務者 小川 正則 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月11日まで</p> |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 令和7年（再イ）第134号 名古屋市北区志賀町4丁目60番地の11 アーバンラフレ志賀12棟407号 再生債務者 浅田 修平 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月28日から令和7年11月4日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年（再イ）第102号 札幌市白石区栄通19丁目4番8-208号 再生債務者 佐々木 保 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月10日から令和7年11月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年（再イ）第22号 奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目23番5号 再生債務者 戸田 憲一 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 奈良地方裁判所 |
| 令和7年（再イ）第194号 名古屋市天白区平針1丁目306番地 メゾンドール小島301号 再生債務者 佐藤 裕治 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月28日から令和7年11月4日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年（再イ）第182号 札幌市西区西町北7丁目1番28-401号 再生債務者 赤裏 一人 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年（再イ）第17号 愛媛県四国中央市三島金子1丁目2番8号 再生債務者 大窪 広樹 1 決定年月日時 令和7年10月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月17日まで 松山地方裁判所西条支部 |
| 令和7年（再イ）第200号 愛知県弥富市五之三町西本田11番地2 再生債務者 高羽 正文 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月28日から令和7年11月4日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年（再イ）第184号 札幌市東区北16条東14丁目2番3号 プレステージラプラスA棟201号 再生債務者 辻 百合香 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年（再イ）第20号 北海道中川郡幕別町内若草町538番地の107 再生債務者 佐々木りさ 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月17日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年（再イ）第237号 名古屋市南区外山2丁目7番6号 ラ・ポルト205号（従前の住所）岐阜県中津川市茄子川1480番地の17 エンカウンター206 再生債務者 前田 理子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月28日から令和7年11月4日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年（再イ）第192号 北海道石狩市花川北1条3丁目221番地 再生債務者 新保 勝 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年11月25日まで 仙台地方裁判所古川支部個人再生係 | 令和7年（再イ）第16号 宮城県大崎市古川北福葉1丁目9番28号 再生債務者 佐藤 佑太 1 決定年月日時 令和7年9月29日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年12月2日まで さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和7年（再イ）第237号 名古屋市南区外山2丁目7番6号 ラ・ポルト205号（従前の住所）岐阜県中津川市茄子川1480番地の17 エンカウンター206 再生債務者 前田 理子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月28日から令和7年11月4日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年（再イ）第195号 北海道千歳市里美4丁目4番地の1 再生債務者 早坂 政一 | 1 決定年月日時 令和7年9月29日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 | 令和7年（再イ）第8号 山梨県南都留郡富士河口湖町船津6713番地159 再生債務者 吉田恵利子 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年12月2日まで 甲府地方裁判所都留支部再生係 |

| | | |
|--|--|--|
| 令和7年（再イ）第25号 静岡県沼津市足高464番地の1 再生債務者 渡辺 和彦 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 | 令和7年（再イ）第25号 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年（再イ）第3号 徳島県阿南市見能林町勘高原1番地1 ラフィーネ204号室 再生債務者 居敷 鷹亮 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月26日まで 青森地方裁判所十和田支部 |
| 令和7年（再イ）第3号 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1267番地1 町営天神山団地2-201号 再生債務者 中野 嘉紀 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月14日まで 京都地方裁判所宮津支部 | 令和7年（再イ）第70号 大阪府藤井寺市小山3丁目245番地の7 再生債務者 手柴 竜二 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 | 令和7年（再イ）第70号 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月11日から令和7年11月18日まで 徳島地方裁判所阿南支部 |
| 令和7年（再イ）第51号 大阪市東淀川区東中島2丁目3番2号 ノイエ新大阪 A401号 再生債務者 江戸麻由美 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和6年（再ロ）第6号 神戸市須磨区大池町2丁目7番12号 再生債務者 加門武三郎 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 | 令和7年（再イ）第9号 福岡県筑後市大字一条684番地22 再生債務者 内野 茂 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年12月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年（再イ）第51号 大阪市東淀川区東中島2丁目3番2号 ノイエ新大阪 A401号 再生債務者 江戸麻由美 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和6年（再ロ）第6号 神戸市須磨区大池町2丁目7番12号 再生債務者 加門武三郎 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 | 令和7年（再イ）第9号 福岡県筑後市大字一条684番地22 再生債務者 内野 茂 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年12月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年（再イ）第317号 大阪市住吉区南住吉2丁目18番2-202号 南住吉第8住宅2号館202号 再生債務者 勝本 哲生 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年（再イ）第10号 広島県山県郡北広島町有田382番地1 (リーベン千代田B103) 再生債務者 船本 憲平 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 広島地方裁判所民事第4部 | 令和7年（再イ）第2号 大分県佐伯市鶴岡町3丁目10番21号 再生債務者 毛利 一成 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年12月3日まで 大分地方裁判所佐伯支部 |
| 令和7年（再イ）第317号 大阪市住吉区南住吉2丁目18番2-202号 南住吉第8住宅2号館202号 再生債務者 勝本 哲生 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年（再イ）第10号 広島県尾道市向島町46番地1 再生債務者 杉本 直 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 広島地方裁判所尾道支部 | 令和7年（再イ）第10号 青森県三沢市幸町1丁目9-27 ビジネスホテルコヨーエン 再生債務者 西尾 健一 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月26日まで 青森地方裁判所十和田支部 |
| 令和7年（再イ）第330号 大阪府交野市星田西4丁目12番2-304号 再生債務者 板岡 健 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年（再イ）第5号 広島県尾道市向島町46番地1 再生債務者 杉本 直 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令和7年11月18日まで 広島地方裁判所尾道支部 | 令和7年（再イ）第11号 青森県三沢市泉町1丁目117番地67号 再生債務者 堀内佑之助 1 決定年月日時 令和7年9月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年12月3日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係 |

| | | | |
|---|--|---|--|
| 令和7年(再イ)第5号 富山市堀18番地12 再生債務者 坂井 霞 1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月12日まで 富山地方裁判所民事部 | 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月19日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 仙台地方裁判所古川支部個人再生係 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 さいたま地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(再イ)第13号 兵庫県たつの市龍野町富永396番地10 再生債務者 前島美乃里 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月19日まで 佐賀地方裁判所龍野支部個人再生係 | 1 決定年月日時 令和7年10月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月19日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 前橋地方裁判所民事部破産再生係 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 さいたま地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(再イ)第4号 香川県さぬき市長尾東1533番地2 再生債務者 多田 留美 1 決定年月日時 令和7年10月1日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月26日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 | 1 決定年月日時 令和7年10月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月12日から令和7年11月26日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 さいたま地方裁判所第3民事部 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 千葉県東金市福俵347番地7 再生債務者 増田 健一 |
| 令和7年(再イ)第10号 福岡県八女市北田形462番地1 再生債務者 堀 友美子 1 決定年月日時 令和7年10月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令和7年11月12日まで 福岡地方裁判所八女支部個人再生係 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月14日まで 令和7年9月29日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 さいたま地方裁判所第3民事部 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 |
| 令和7年(再イ)第3号 佐賀県三養基郡みやき町大字坂口225番地 再生債務者 中島 健次 1 決定年月日時 令和7年10月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月15日まで 令和7年10月1日 水戸地方裁判所下妻支部 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 さいたま地方裁判所第3民事部 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月8日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 |
| 令和7年(再イ)第2号 宮城県大崎市鹿島台木間塚字出町101番地1 再生債務者 谷井 淳一 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月15日まで 令和7年10月1日 水戸地方裁判所下妻支部 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 さいたま地方裁判所第3民事部 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで 令和7年9月30日 さいたま地方裁判所第3民事部 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| 令和7年（再イ）第166号 愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木5丁目236番地 再生債務者 大川 浩孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 21日まで 令和7年9月30日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第25号 福岡県久留米市小森野町2551番地7 アクセス旭町公園702号 再生債務者 弓削 和記 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 21日まで 令和7年9月30日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係 令和7年（再イ）第11号 宮城県遠田郡美里町大柳字新屋敷3番地5 (従前の住所) 宮城県東松島市矢本字蜂谷浦 14番地1 メゾン・リュウキンカB202 再生債務者 菅原 大樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 22日まで 令和7年10月1日 仙台地方裁判所古川支部個人再生係 令和7年（再イ）第23号 埼玉県熊谷市中央2丁目247番地2 アルバ ルゴ熊谷202 再生債務者 重田 宏子 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 22日まで 令和7年9月30日 さいたま地方裁判所熊谷支部 令和7年（再イ）第29号 東京都青梅市根ヶ布2丁目1370番地の191 再生債務者 田中里恵子 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 22日まで 令和7年10月1日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年（再イ）第47号 東京都武蔵野市緑町2丁目3番6-501号 再生債務者 佐野 号 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 22日まで 令和7年10月1日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年（再イ）第51号 東京都立川市高松町3丁目32番26号 再生債務者 猿渡 友美 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 22日まで 令和7年10月1日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年（再イ）第62号 東京都日野市旭が丘5丁目5番地の6小山マ ンション第1 101 再生債務者 森田 雅文 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 22日まで 令和7年10月1日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年（再イ）第25号 富山市石坂新515番地10 再生債務者 塚原 華里 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 22日まで 令和7年10月1日 富山地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第10号 富山県砺波市堀内18番1 医療法人社団寿山 会 あおい病院 (住民票上の住所) 富山県 南砺市松原新1460番地 再生債務者 塚田紙器製作所こと 塚田 朋子 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 22日まで 令和7年10月1日 富山地方裁判所高岡支部 令和7年（再イ）第22号 三重県津市白塚町2866番地 ハイツドヌール A棟205号室 再生債務者 高橋 優太 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 22日まで 令和7年10月1日 津地方裁判所再生係 令和7年（再イ）第8号 愛知県豊橋市下地町字横山36番地 レオパレ スアンビシャス108、前住所三重県松阪市下 蛸路町507番地 再生債務者 瓦谷 拓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 22日まで 令和7年10月1日 津地方裁判所松阪支部 令和7年（再イ）第16号 群馬県高崎市吉井町中島360番地1 再生債務者 戸丸 治樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 22日まで 令和7年10月1日 前橋地方裁判所高崎支部 令和7年（再イ）第21号 静岡県富士市川成島725番地の1 アリエ アンベル103号 再生債務者 岡田 直也 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 28日まで 令和7年9月30日 静岡地方裁判所富士支部破産係 令和7年（再イ）第271号 大阪府池田市緑丘1-3-27 緑丘バイナス 101 (住民票上の住所) 愛媛県新居浜市庄内 町3丁目5番11号 再生債務者 守谷 恭子 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 28日まで 令和7年9月30日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（再イ）第62号 堺市中区八田北町10番地31 22棟306号 再生債務者 上林 勇太 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 28日まで 令和7年9月30日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 令和7年（再イ）第136号 札幌市豊平区豊平7条10丁目4番20-402号 再生債務者 末永 奈穂 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月1日 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第138号 札幌市豊平区月寒西4条9丁目2番25-202 号 再生債務者 清水佑香里 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 29日まで 令和7年10月1日 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第73号 京都市右京区西院月双町105番地 グリシー ヌ西京極804 再生債務者 青木 貴史 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 31日まで 令和7年9月30日 京都地方裁判所第5民事部再生係 |
|--|---|--|--|

令和7年(再イ)第89号
神戸市垂水区神陵台9丁目6番7-2号
再生債務者 下内 浩正
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月20日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月20日まで
令和7年9月29日
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第24号
岡山県倉敷市八王寺町238番地1
再生債務者 吉田 哲也
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月21日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月21日まで
令和7年9月30日 岡山地方裁判所倉敷支部
令和7年(再イ)第23号
長崎県長崎市田手原町766番地2
再生債務者 川村 亜生
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月22日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月22日まで
令和7年10月1日
長崎地方裁判所民事部個人再生係
令和7年(再イ)第12号
長崎県諫早市津水町30番地15 ビレッジハウ
ス津水2棟101号
再生債務者 辻本 敏男
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月4日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月22日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月22日まで
令和7年10月1日 長崎地方裁判所大村支部

令和7年(再イ)第45号
広島市佐伯区三筋1丁目10番18-103号
再生債務者 深野 達也
1 決議に付する再生計画案 令和7年8月22日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月28日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月28日まで
令和7年9月30日
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第53号
広島市佐伯区城山1丁目3番7-302号
再生債務者 奥村 雄二
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月11日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月28日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月28日まで
令和7年9月30日
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第9号
福岡県田川郡福智町赤池970番地20
再生債務者 渡部 一
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月9日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月28日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月28日まで
令和7年9月30日 福岡地方裁判所田川支部
令和7年(再イ)第6号
青森県上北郡おいらせ町沼端14番地311
再生債務者 市村 康成
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月30日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月30日まで
令和7年9月30日
青森地方裁判所十和田支部

令和7年(再イ)第22号
神戸市西区玉津町新方14番地の2
再生債務者 北谷 桜子
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月31日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月31日まで
令和7年9月30日
神戸地方裁判所明石支部再生係
令和7年(再イ)第24号
兵庫県明石市東朝霧丘30番10号 ハイツ東朝
霧1308号
再生債務者 永吉 順一
1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月31日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月31日まで
令和7年9月30日
神戸地方裁判所明石支部再生係
小規模個人再生による再生計画取消
令和4年(再イ)第21号
大阪府羽曳野市西浦6丁目493番地の4
再生債務者 熊川 和樹
1 主文 本件再生計画を取り消す。
2 理由の要旨 令和4年6月21日に認可した再生
計画には、民事再生法189条1項2号に定め
る事由がある。
令和7年9月30日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
小規模個人再生による再生手続廃止
令和6年(再イ)第80号
埼玉県春日部市小渕1158番地3
再生債務者 大島 洋子
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法
191条2号に定める事由がある。
令和7年9月30日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第71号
千葉県市川市東菅野2丁目4番23号 (ドルフ
ユーホー105号)
再生債務者 鈴木 秀樹
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法
237条1項に定める事由がある。
令和7年9月30日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第11号
京都府宇治市木幡平尾27番地の437
再生債務者 小川 淳平
1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法
237条1項に定める事由がある。
令和7年10月1日
京都地方裁判所第5民事部再生係
給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年(再口)第5号
秋田県潟上市天王字上北野4番地570
再生債務者 斎藤 長
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令
和7年11月12日まで
秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(再口)第6号
秋田県潟上市天王字北野305番地55
再生債務者 伊藤 倖
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後4時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月4日から令
和7年11月12日まで
秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(再口)第3号
富山市西長江1丁目6番30号
再生債務者 酒井 直代
1 決定年月日時 令和7年9月30日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年10月29日まで
4 一般異議申述期間 令和7年11月5日から令
和7年11月12日まで
富山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年（再口）第2号

宮崎市大字芳士3593番地4

再生債務者 井上 聰子

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月

29日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年10月29日まで
令和7年10月1日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年（再口）第1号

石川県金沢市長田町3番5号 エスピワール
205号（従前の住所金沢市二口町イ23番地1）

再生債務者 井上 聰

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年9月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月1日 金沢地方裁判所民事部

令和7年（再口）第1号

相模原市中央区田名塩田3丁目9番40号 なかよし201

再生債務者 後村 直幸

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年9月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年9月29日

横浜地方裁判所相模原支部1係

令和7年（再口）第1号

岩手県一関市滝沢字藤358番地2

再生債務者 小原 早苗

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年9月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年10月1日 盛岡地方裁判所一関支部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出

期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年（チ）第7号

兵庫県尼崎市南塚口町7丁目16番8号

申立人 永井眞喜子

住所・居所 不明

（最後の本籍地）大阪市此花区高見二丁目3番地

所在等不明共有者 亡永井未吉相続人播原順子
届出期間満了日 令和8年1月16日

令和7年9月18日 神戸地方裁判所尼崎支部
(別紙) 物件目録

所在 尼崎市南塚口町七丁目
地番 378番118

地目 宅地

地積 148.85平方メートル

所在等不明共有者の持分 4分の1

令和7年（チ）第13号

兵庫県揖保郡太子町鶴380番地25

申立人 山崎 吉郎

住所・居所 不明

最後の住所 兵庫県姫路市白浜町寺家2丁目12番地2

（不動産登記記録上の住所）兵庫県姫路市白浜町寺家2丁目12番地2

所在等不明共有者 亡田浦ひろみ相続人 亡田浦正雄相続財産

（不動産登記記録上の氏名 田浦ひろみ）

届出期間満了日 令和8年1月26日

令和7年9月25日 神戸地方裁判所姫路支部
(別紙) 物件目録

所在 高砂市北浜町北脇字寺谷

地番 937番

地目 山林

地積 872平方メートル

所在等不明共有者 亡田浦ひろみ相続人 亡田浦正雄相続財産の持分 2分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年（チ）第9号

新潟県南魚沼市六日町180番地1

申立人 南魚沼市長 林 茂男

住所・居所 不明

（最後の住所）新潟県南魚沼市浦佐1063番地
所有者 亡山本稔相続財産

届出期間満了日 令和7年11月26日

令和7年9月26日 新潟地方裁判所長岡支部
(別紙) 物件目録

1 所在 南魚沼市浦佐

地番 1056番

地目 宅地

地積 163.08平方メートル

2 所在 南魚沼市浦佐

地番 1063番

地目 宅地

地積 129.64平方メートル

3 所在 南魚沼市浦佐1063番地

家屋番号 1063番

種類 居宅

構造 木造板葺2階建

床面積 1階 80.33平方メートル
2階 40.33平方メートル

符号 1

種類 倉庫

構造 土蔵造亞鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 1階 19.83平方メートル
2階 19.83平方メートル

符号 2

種類 納屋

構造 木造亞鉛メッキ鋼板葺平屋建

床面積 9.91平方メートル

4 所在 南魚沼市浦佐1056番地

家屋番号 未登記

種類 専用住宅（一般住宅用）

構造 木造亞鉛メッキ鋼板ぶき地上2階
床面積 64.45平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年（チ）第3号

香川県三豊市高瀬町新名2159番地

申立人 真鍋 渉

住所・居所 不明

（最後の住所）高松市下田井町466番地6
所有者 亡佐藤惠三相続財産

届出期間満了日 令和7年11月17日

令和7年9月17日

高松地方裁判所観音寺支部
(別紙) 物件目録

所在 三豊市高瀬町上高瀬字原

地番 839番23

地目 宅地

地積 686.65平方メートル

令和7年（チ）第16号

熊本中央区新屋敷3丁目12番8号

申立人 ベスト・グリーン株式会社

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）熊本市清水亀井町42番17号
所有者 水本 誠一

届出期間満了日 令和7年11月21日

令和7年9月24日 熊本地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通

地番 5464番12

地目 山林

地積 240平方メートル

2 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通

地番 5464番30

地目 山林

地積 40平方メートル

令和7年(チ)第17号

熊本中央区新屋敷3丁目12番8号
申立人 ベスト・グリーン株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 北九州市小倉南区南方320番地3
所有者 真砂 良雄
届出期間満了日 令和7年11月21日

令和7年9月24日 熊本地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5464番23
地目 山林
地積 197平方メートル
- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5464番43
地目 山林
地積 29平方メートル
- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5464番45
地目 山林
地積 3.67平方メートル

令和7年(チ)第18号

熊本中央区新屋敷3丁目12番8号
申立人 ベスト・グリーン株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 福岡市南区横手3丁目31番13号
所有者・共有者 石井志津子
届出期間満了日 令和7年11月21日

令和7年9月24日 熊本地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5464番9
地目 山林
地積 87平方メートル
共有持分 150分の10
- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5465番4
地目 山林
地積 305平方メートル
共有持分 150分の10
- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5464番15
地目 山林
地積 248平方メートル

令和7年(チ)第19号

熊本中央区新屋敷3丁目12番8号
申立人 ベスト・グリーン株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 菊池郡菊陽町津久礼3566番地19
所有者 村上 恵四
届出期間満了日 令和7年11月21日

令和7年9月24日 熊本地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5533番8
地目 山林
地積 218平方メートル
- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5533番14
地目 山林
地積 26平方メートル

令和7年(チ)第20号

熊本中央区新屋敷3丁目12番8号
申立人 ベスト・グリーン株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 熊本市清水町新地664番地1
所有者 山口 武夫
届出期間満了日 令和7年11月21日

令和7年9月24日 熊本地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5469番27
地目 山林
地積 167平方メートル
- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5469番36
地目 山林
地積 19平方メートル

令和7年(チ)第21号

熊本中央区新屋敷3丁目12番8号
申立人 ベスト・グリーン株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 神奈川県相模原市南橋本1丁目8番4号ルミネンスビル202
所有者 松本 洋
届出期間満了日 令和7年11月21日

令和7年9月24日 熊本地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 所在 菊池郡菊陽町大字原水字下前通
地番 5531番3
地目 山林
地積 1043平方メートル

令和7年(チ)第7号

愛知県豊田市下林町3丁目11番地3キングスコート参番館505号
申立人 中畠 雅臣
住所・居所 不明
所有者 中畠嘉五郎
届出期間満了日 令和7年11月25日
令和7年9月24日 大分地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 所在 大分市大字上宗方字小迫
地番 954番
地目 墓地
地積 138平方メートル

会社その他のお告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しては解散することにいたしました。承載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年10月9日
札幌市白石区菊水六条二丁目四番一号HIS
菊水六二四一〇四号室

(甲) 合同会社どりーむ
代表社員 大山 敏幸
札幌市白石区東札幌四条二丁目六番一三号
ティアラ東札幌プロムナード一〇五号
(乙) 合同会社オーラシャン
代表社員 大山 敏幸

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しては解散することにいたしました。承載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。(甲) 揭載官報
掲載の日付 令和7年6月24日
掲載頁 五十八頁(号外第一四一号)

(乙) 揭載官報
掲載の日付 令和7年7月17日
掲載頁 六十二頁(号外第一六四号)

令和7年10月9日
名古屋市港区入船一丁目四番二八号

(甲) 大洋海運株式会社
代表取締役 森田 清
名古屋市港区入船一丁目四番二八号
(乙) 大洋陸運株式会社
代表取締役 森田 清

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年10月9日
札幌市東区北三十四条東七丁目二〇番二〇号
岩本ビル三階
焰合会会社
代表社員 郭 冬 韶

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和7年11月1日であり、組織変更後の商号はREED総研株式会社とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年10月9日
東京都葛飾区宝町二丁目二〇番九号
合同会社Fukuda研究所
代表社員 福田 元

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年10月9日
札幌市東区東札幌四条二丁目六番一三号
ティアラ東札幌プロムナード一〇五号
(乙) 合同会社オーラシャン
代表社員 大山 敏幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年10月9日
名古屋市守山区天子田二丁目一六番地の二
合同会社財務バンク
代表社員 杉本 和生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年10月9日
京都府京都市伏見区深草野田町八丁目二三
丸富ビル二F
土星合会会社
代表社員 ホウ・シギヨ

効力発生日変更公告

当社は、令和7年10月10日予定の吸収合併の効力発生日を令和7年11月1日に変更いたしましたので公告します。

令和7年10月9日
東京都新宿区西新宿一丁目六番一号新宿工
ルタワー一五階
フローラサンティ株式会社
代表取締役 斎藤 美子

